

KENSHIN
DISCLOSURE



けんしんNOW
2021



富山県信用組合



地域社会と共に発展し豊かな地域社会づくりに奉仕していく
「こころ」を忘れず「お客さまとの心のふれあい」を
もっとも大切にいたします

富山県信用組合の概要

本部所在地	〒939-1371 砺波市栄町5番26号
	TEL 0763-33-3351
本店所在地	〒930-0084 富山市大手町3番5号
	TEL 076-421-5541
創業	昭和26年
預金残高	1,128 億円
貸出金残高	538 億円
出資金	14 億 8 千万円
組合員数	22,572 人
常勤役職員数	119 人
店舗数	14店舗 (うち3出張所)

(令和3年3月31日現在)

目次

ごあいさつ	2
経営理念・令和2年度事業概要	3
地域社会への貢献	5
コンプライアンス・リスク管理態勢	8
総代会制度について	12
店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ	17
営業のご案内	19
資料編	
経営の状況	23
自己資本比率規制	31

ごあいさつ



組合員の皆様方には、日頃から、富山県信用組合をお引き立ていただき、心から感謝申し上げます。

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産や輸出、雇用などが大きな打撃を受け、極めて不安定な状況が続きました。巣籠り需要やワクチン接種の普及等を背景に、一部持ち直しの動きが見られるものの、依然として先行きが不透明となっております。

また、金融機関を取り巻く環境についても、マイナス金利政策の長期化、人口減少など厳しい状況が続いていることに加え、コロナ禍での急速なデジタル化の進展やライフスタイル・ビジネスモデルの変革に適切に対応していくことが求められております。

こうしたなか、当組合としては、事業者の皆様に対する資金繰り支援を最重要課題と位置づけ、国や県の制度融資を活用したコロナ対応資金を中心に積極的な金融支援を行ってきました。また、アフターコロナ・ウイズコロナの時代を見据え、組合員の皆様が事業を継続・発展させることができるように本業活動の支援に注力するとともに、当組合の営業力強化と経営効率化を図り、持続可能な経営基盤を構築するため、三つの店舗の出張所化を行いました。

その結果、当組合の預金については、前期比46億84百万円増加の1,128億58百万円、貸出金については、前期比51億35百万円増加の538億63百万円となりました。また、収益面では、金融機関の本来業務から生じるコア業務純益は49百万円を確保しましたが、感染症拡大の影響により与信関係費用が増加したことで、2億46百万円の当期純損失を計上することとなりました。こうしたことにより、財務の健全性を示す自己資本比率は7.89%と、前期比0.26ポイント低下しましたが、国内基準の4%は十分上回っています。

当組合は、令和3年12月に創立70周年を迎えます。この記念すべき節目を契機として、協同組合組織の原点である相互扶助の理念をあらためて再認識し、困難な局面こそ地域金融機関としての真価が試される時であるとの思いを胸に、役職員一同、地域から確固たる信頼を得られるよう存在価値を行動で示してまいります。

今後とも、一層のご支援、ご愛顧をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 芝田 聰

経営理念

お客さまの繁栄と地域社会の発展に貢献する。
経営の健全性を堅持し効率的経営に徹する。
人財を育成し活力ある明るい職場をつくる。

安定した収益力の確保

地域金融の円滑化と地域経済の活性化に寄与するために、小口多数取引を実現するとともに不良債権処理の促進と新規発生の未然防止による貸出資産の再構築を進める。また、地域密着型金融を収益の向上に結びつけていくための内部態勢整備と並行して、店舗の役割・機能の見直しおよび営業態勢の再構築を進める。

経営管理態勢の強化

業務の健全性・適切性、信用の維持および預金者等の保護を図るために、経営管理態勢を整備・強化する。また、コンプライアンス、顧客保護等の徹底、各種リスクの適確な管理態勢を整備・強化する。

お客さま・地域への貢献

お客さまの利便性向上のため、ATMのサービス機能を拡充する。また、お客さまの身近なニーズに対応するため、顧客貢献運動を展開するとともに、献血運動、防犯活動等地域貢献活動を実施する。

人財の育成・組織の活性化

お客さまのニーズに対応できる人財の育成のため、研修体系を整備し、自己啓発を促進する。また、ブロック中核店のマンパワーの強化により地域密着型金融の取組みの強化を図る。

令和2年度事業概要

当組合は、「地域に密着したけんしん」を目指し、地域密着型金融推進計画を推進する一方、リスク管理態勢の強化、収益性の向上等、経営の健全性の確保に取り組んでまいりました。

●預金・積金

末残は前期比104.3%の1,128億58百万円となり、期中平残については101.7%の1,141億32百万円となりました。

●貸出金

末残は、前期比110.5%の538億63百万円となり、期中平残については105.0%の517億3百万円となりました。

●利益・配当金

収益面では、決算日以降に発生した取引先のコロナ関連倒産の影響により、コア業務純益は前期比69百万円減少の49百万円となりましたが、

今期の貸倒引当金が増加したことでの2億46百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、出資に対する配当金につきましては、前期と同様の1.00%を実施しております。

●自己資本比率

財務の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.26ポイント低下の7.89%となりましたが、金融機関の国内基準4%を上回っております。

主要な経営指標の推移

主要な経営指標の推移

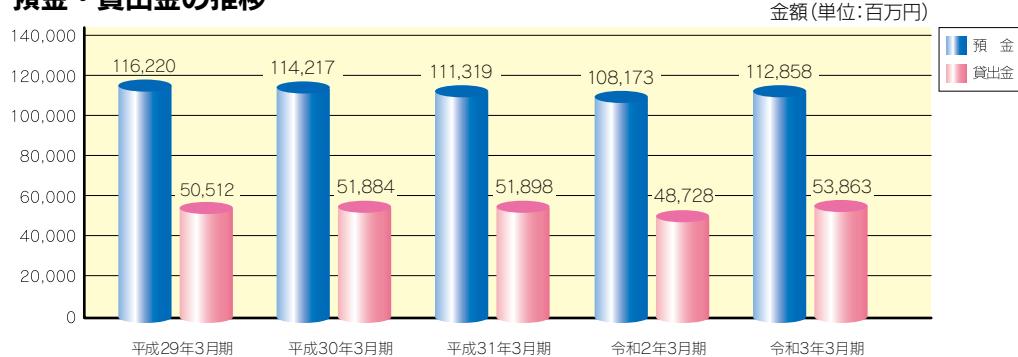
(単位：百万円)

区分	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収益		1,554	1,453	1,372	1,399	1,262
業務純益（損失）		84	29	25	136	△5
経常利益（損失）		116	71	65	136	△274
当期純利益（損失）		88	70	42	25	△246
預金積金残高		116,220	114,217	111,319	108,173	112,858
貸出金残高		50,512	51,884	51,898	48,728	53,863
有価証券残高		44,282	41,293	40,490	34,701	35,974
総資産額		124,088	122,234	120,509	117,304	121,151
純資産額		3,777	4,013	4,274	4,101	3,859
自己資本比率（単体）		8.18%	8.06%	8.09%	8.15%	7.89%
出資総額		1,437	1,505	1,525	1,508	1,487
出資総口数		2,874 千口	3,010 千口	3,050 千口	3,016 千口	2,974 千口
出資に対する配当金（率）		17 (1.25%)	18 (1.25%)	15 (1.00%)	15 (1.00%)	15 (1.00%)
職員数		129 人	126 人	122 人	116 人	119 人

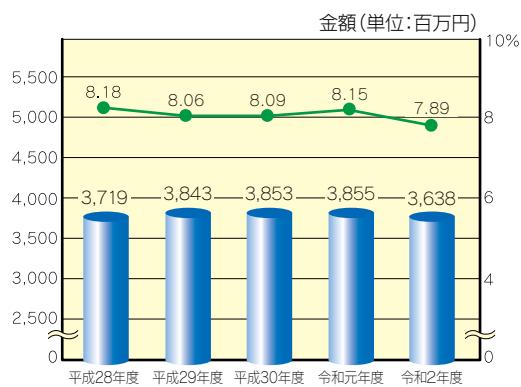
(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 職員数は、常勤役員と嘱託が含まれております。

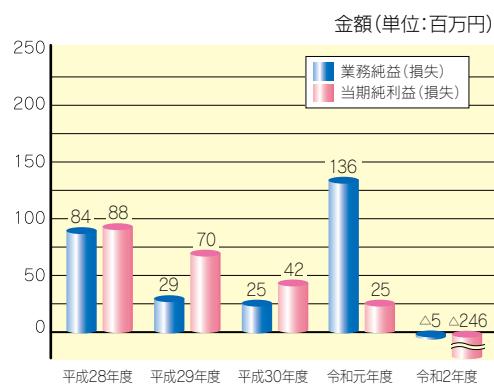
預金・貸出金の推移



自己資本額・自己資本比率の推移



業務純益・当期純利益の推移



■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書等の計算書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月23日

富山県信用組合 理事長

芝田聰

地域社会への貢献

当組合では、令和2年度においても地域密着型金融の推進を恒久的な取り組みとして捉えて、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

1. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、富山県内を営業地区とし、富山市・魚津市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市に店舗を配置し、地域の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組金融機関です。

お客さま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、お客さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆さまからお預りした大切なご預金は、厳正かつ公正な審査に基づき、地域の皆さまへ積極的にご融資し、お客さまおよび地域社会の健全な発展のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

3. 融資を通じた地域貢献

●貸出金の利用状況

3年3月末の貸出金の利用状況は、個人向け融資119億円、事業性融資342億円、地方公共団体76億円のご利用をいたしております。

●貸出金使途の利用状況

3年3月末の貸出金の使途別利用状況は、設備資金190億円、運転資金348億円のご利用をいたしております。

●富山県信用保証協会の取扱状況

富山県信用保証協会の取扱状況は、令和2年度新規実行として、872件8,423百万円のご利用をいただき、残高は113億円となっております。

●住宅ローン・消費者ローンの利用状況

令和2年度は、住宅ローン21件179百万円、消費者ローン335件448百万円の新規ご利用をいたしております。

地域密着型金融の機能強化への取組みについて

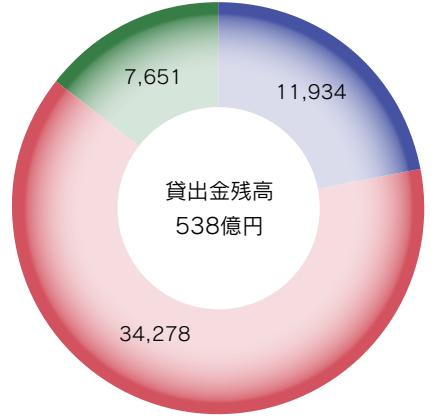
富山県は全国でも持ち家率が高いことから、住宅ローンは低金利商品を推進しており、残高は70億円となっております。

●奨学ローンの利用状況

富山県は、全国でも大学進学率が高いことから、奨学ローンは低金利商品を推進しており、令和2年度新規実行として、8件16百万円のご利用をいたしております。

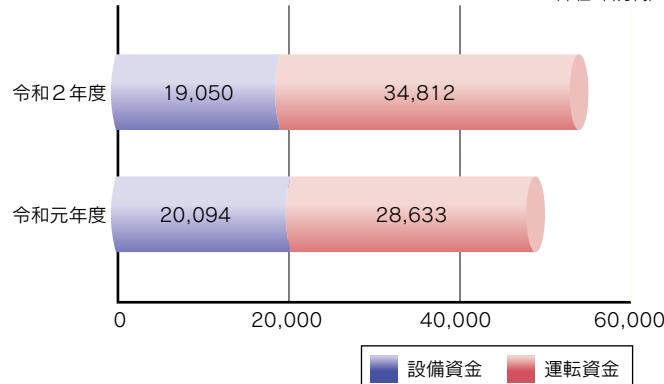
貸出金の内訳 (令和3年3月末現在)

(単位:百万円)



貸出金使途の内訳 (令和3年3月末現在)

(単位:百万円)



4. お取引先への支援状況等

当組合は、地域経済の活性化に向けて、お客さまの支援強化を図るため、平成29年4月1日に地域支援部を新設し、創業・新規事業、経営改善、補助金・助成金活用、販路拡大・ビジネスマッチング、観光客誘致、事業承継支援などに取り組んできました。

また、外部リソースの活用に向け、平成29年度からは第一勧業信用組合（東京）との連携協定、富山労働局との連携協定、富山県中小企業家同友会との連携協定、リンカーズ株式会社との業務提携に関する協定、株式会社北陸カードとの連携協力などを進めてまいりました。

●創業・新事業支援への取組み

当組合では、営業店の「創業・新事業・経営相談窓口」により、16事業先の創業・新事業支援を行っております。

●取引先に対する経営相談・支援の取組み

当組合では、お取引先に対し、経営改善に向けた相談・指導を行っております。2年度は、個人事業者も含めて期初29先の支援に努めました。

●補助金等の申請サポート

当組合では、事業先の生産性向上を図るため、「ものづくり補助金」の申請サポートに努めています(令和2年度 6先申請 6先採択)。

また、コロナウイルス支援策である給付金・支援金についても積極的に申請支援を行いました(令和2年度 持続化給付金421先、家賃支援給付金62先、事業持続化・地域再生支援金384先)。

●経営改善支援の取組状況

[元年度(31年4月~2年3月)]

(単位：先)

		期初債務者数 (平成31年4月)	うち経営支援取組 先	令和2年3月末の 債務者区分上昇先数	令和2年3月末の 債務者区分不变先
正	常先	1,103	—	—	—
要 注 意 先	うちその他要注意先	180	28	1	26
	うち要管理先	0	—	—	—
破	綻 懸 念 先	21	3	1	2
実	質 破 綻 先	24	—	—	—
破	綻 先	12	—	—	—
合	計	1,340	31	2	28

[2年度(2年4月~3年3月)]

(単位：先)

		期初債務者数 (令和2年4月)	うち経営支援取組 先	令和3年3月末の 債務者区分上昇先数	令和3年3月末の 債務者区分不变先
正	常先	1,119	—	—	—
要 注 意 先	うちその他要注意先	168	27	—	19
	うち要管理先	0	—	—	—
破	綻 懸 念 先	22	2	—	2
実	質 破 綻 先	25	—	—	—
破	綻 先	13	—	—	—
合	計	1,347	29	—	21

(注) 債務者数、経営支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。

5. 地域サービスの充実

●顧客の組織化とその活動状況

各店では、「けんしん会」を結成して、交流を深めています。

●けんしん立山俱楽部

当組合では、平成27年12月1日に顧客(組合員)サービス向上と地域再生・活性化に向けた地域密着型金融の取組強化の施策として、「けんしん立山俱楽部」を設立しました。

当組合と取引のあるお客さまが、お申し出により俱楽部会員となり、ファミリー店での利用に際し、さまざまな優待サービスを受けることができます。

令和3年3月末現在で、俱楽部会員数は4,086名、ファミリー店201店舗となっております。

6. 文化的・社会的貢献に関する活動

●献血運動の実施

社会貢献活動の一環として全店で24名の役職員が献血を行っております。

●社会福祉団体への寄付

「しんくみピーターパンカード」利用手数料の一部を社会福祉団体に寄付をしております。

適切な勧誘・募集について

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ります。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を終結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の習得を図るとともに、適切な勧誘が行わ

れるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

投資性の強い金融商品に対する横断的な 投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築

開示制度の充実

取引所の自主規制機能強化

不公正取引等への厳正な対応

当組合は、金融取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実を図ってまいります。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めます。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、お客様の保証人よりガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき、誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

○経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、本ガイドラインに基づき、一定の要件にあてはまるお客様については、保証の免除、もしくは保証の減額を検討しています。

主な要件

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- 法人と経営者個人の間に貸し借りが無く、給与や報酬が適切である。
- 法人のみで、借入を返済するだけの十分な収益力がある。
- 法人から適時・適切に決算内容や財務情報が提供されている。

○取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	12件	66件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.10%	9.47%
保証契約を解除した件数	12件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は、中小企業および個人のお客さまに、実態や特性を踏まえたうえで必要な資金供給を行うとともに、経営相談や経営改善など課題解決に向けた支援を行うことで、地域金融の円滑化に努めてまいりました。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑法」は平成25年3月で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に迅速かつ適切に対応しつつ、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化に取り組んでおります。

コンプライアンス・リスク管理態勢

法令等遵守(コンプライアンス)について

コンプライアンスとは、企業が行う取引や活動において法令や社会的ルール、諸規程を厳格に遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当組合では、コンプライアンス統括部署を経営管理部と定め、実践すべき項目を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しており、実施状況については、四半期毎に理事会に報告を行っております。

このコンプライアンス・プログラムの実施にあたっては、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を任命し、本部・営業店一体となった取組態勢を構築しております。

また、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、コンプライアンス・マニュアルと別冊〔事例解説編〕による研修の実施や全職員を対象にコンプライアンス・オフィサーの資格取得を奨励しております。

反社会的勢力の排除への取組み

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力は、断固としてこれを排除しなければなりません。

当組合は、警察、(公財)富山県暴力追放運動推進センターをはじめ関連機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の介入排除に向け取組んでいます。

また、平成23年1月4日から、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入しました。これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により取引を停止または契約を解約させていただくことを定めた条項で、新規お申し込みの際は、すべてのお客さまに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をお願いしています。

お客様にはご面倒をおかけいたしますが、当組合では、反社会的勢力との取引遮断のための取組みを社会的責任と考え、今後も努力を重ねてまいりますので、お客様のご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のように基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた関係の遮断

信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

いかなる理由があつても、反社会的勢力に対して事業を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

顧客保護等について

当組合は、誠実かつ公正に事業を遂行し、商品・サービスを利用し、または利用しようとする方(お客さま)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図ることにより、お客さまからの信頼を得るため、諸規程に基づき、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めております。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「金融商品に係る勧誘方針」を定め、勧誘の適正な確保を図るとともに、「与信取引に関する顧客への説明体制等に係る規程」を定め、お客さまへの適切な説明体制の整備に努めています。

今後は、さらにモニタリング等によるPDCAサイクル(計画→実行→チェック→改善)を強化し、お客さまに信頼され、選ばれる地域金融機関を目指してまいります。



個人情報保護について

当組合では、お客様の個人情報の適切な保護と利用のために、管理体制の確立、規程等の整備、職員教育の徹底を図っております。

管理体制については、管理部署を経営管理部と定め、本部および全営業店に個人情報管理担当者を任命し、本部・営業店一体となった体制を構築しております。

また、管理体制の確立のためには、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、個人情報の取扱い・管理に関する研修の実施や全職員を対象に個人情報保護オフィサーの資格取得を奨励するとともに、関係規程等の整備・見直しを行っております。

●個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」といいます。)に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方および方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を制定しております。

1. 取組方針について

当組合は、個人情報の適切な保護と利用に関し、関連法令等に加えて、本宣言に定めた事項を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めるとともに、情報化の進展に適切に対応するため、当組合における個人情報保護の管理体制およびその取組みについて、継続的な改善に努めます。

2. 個人情報の利用目的について

- (1) 当組合は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、法で定める場合等を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、当組合における個人情報の利用目的については、当組合のホームページに掲載しておりますほか、お取引店にお問い合わせください。
- (2) 当組合は、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
- (3) 当組合は、ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようご本人よりお申し出があった場合は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

3. 個人情報の適正な取得について

当組合は、前記2.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当組合は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。

5. 安全管理措置について

当組合は、お客様の個人情報に関し、情報の紛失・改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安

全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う全ての役職員等に対し、個人情報保護の重要性についての教育を行うとともに、お客様の個人データの取扱いを他の個人情報取扱事業者へ委託する場合には、委託先について適切に監督いたします。

6. 開示請求等手続について

当組合は、法で定める開示請求等手続に関して、適切かつ迅速に対応いたします。なお、お手続きの詳細は、当組合のホームページに掲載しておりますほか、店頭にて公表しております。



取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施していますが、同法の改正により平成25年4月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主なお取引

- ・口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ・融資取引など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

○確認させていただく事項

個人の場合	
確認事項	主な確認事項
氏名・住所・生年月日	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方にについて確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	
確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事業所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※上記の確認書類のほか、委任状により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
議決権保有比率 25%超の方の有無、 その方の氏名・ 住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてのみ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。
有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りります。

●ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をともなう場合には「資産およ

び収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりますしている疑いがある取引・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・特定の国に居住、所在する者との取引など

苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、当組合は、苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客さまの信頼の向上に努めています。

○苦情処理措置

お取引に係るご苦情等は、お取引のある営業店または経営管理部にお申し出ください。

富山県信用組合 経営管理部

【電話番号】(0763) 33-3351

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

URL:<https://www.toyama-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話番号：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（電話番号：0570-022-808）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、経営管理部または社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【電話番号】03-3567-2456

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

【住所】東京都中央区京橋1-9-1

弁護士会

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話番号：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事例を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停：現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

また、市場リスクのALM（資産・負債総合管理）システムを導入し、体制の充実・強化を図っております。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢等により資金調達が困難になる場合、または、諸事情により通常よりも著しく不利な資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当組合では、こうした不測の事態にも対応できるだけの支払準備資産を確保しております。さらに全国信用協同組合連合会を中心に、流動性リスクに対する業界のバックアップ体制も完備しております。

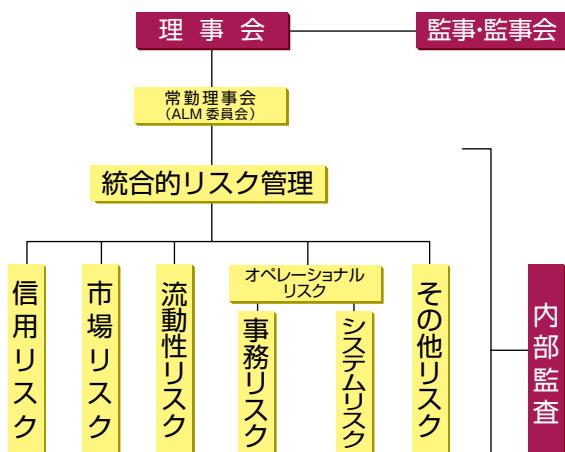
● オペレーション・リスク

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、事務処理によるミスやトラブルを未然に防止し、正確で迅速な事務処理を実施するため、事務レベルの向上や業務改善および業務管理の指導を徹底するとともに、本部検査部門による本支店への立ち入り検査を実施するとともに、営業店にも自店内検査の実施を月1回義務づけ、事務の厳正化に努めております。

コンピュータシステムにおいては、全国の信用組合で組織する共同センターに加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、諸規程の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的不正行為から守り、お客様の情報に対するセキュリティの確保に努めております。また、万一障害、火災が発生した場合に損失を最小限に止めるため危機管理対策を講じるなど、システムの安定稼動のために万全の態勢で臨んでおります。

● リスク管理態勢



リスク管理について

金融の自由化・国際化等の進展に伴い金融業務や商品の多様化・高度化がさらに進み、信用リスクをはじめとするさまざまなリスクが金融機関の経営に影響を及ぼします。

今後は、さらに経営の健全性・安定性の向上の観点から金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

■ 統合的リスク管理態勢

当組合では、統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、主要なリスクである信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーション・リスクなどへの対応に向けて、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあつたリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクルを行うことにより限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

また、経営陣が管理すべき各種リスクについては、諸規程に基づき、常勤理事会を定期的または必要に応じて開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

● 信用リスク

信用リスクとは、お取引先の諸事情により貸出金等の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクです。

当組合では、地域密着・小口多数の融資姿勢を堅持し、貸出資産の健全性を堅持するために、融資規程、融資審査会規程に基づき、厳正な審査・管理を行っております。

また、資産自己査定実施規程に基づき、厳正な資産査定による償却・引当を実施しております。

● 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格・為替レート等の市場価格の変動により、損失を被るリスクです。

当組合では、余資運用規程に基づき、理事会において当期の運用方針を決定し、運用実績、リスク管理情報等については毎月定期的に理事会・常勤理事会へ報告し管理しております。

総代会制度について

総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

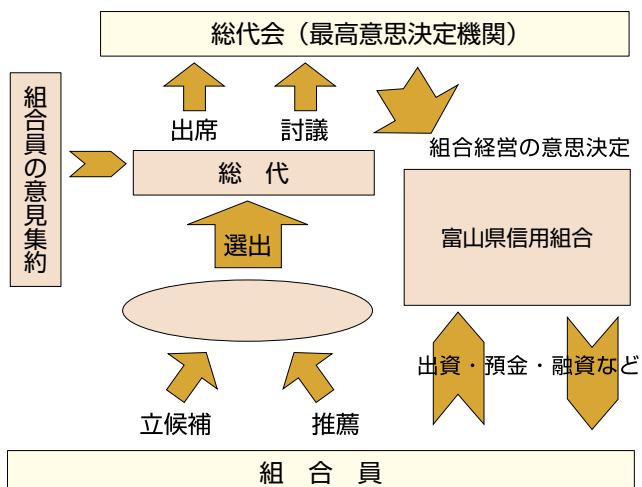
当組合の組合員は22,572名（令和3年3月末）と多く、総会の開催が困難なことから、組合員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法及び定款の定めたるところにより総会に代えて「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会のほか総代代表者会議（年2回開催）や各地区ごとの総代懇談会を通じて組合員の意見や要望を当組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

●総代会の仕組み



2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

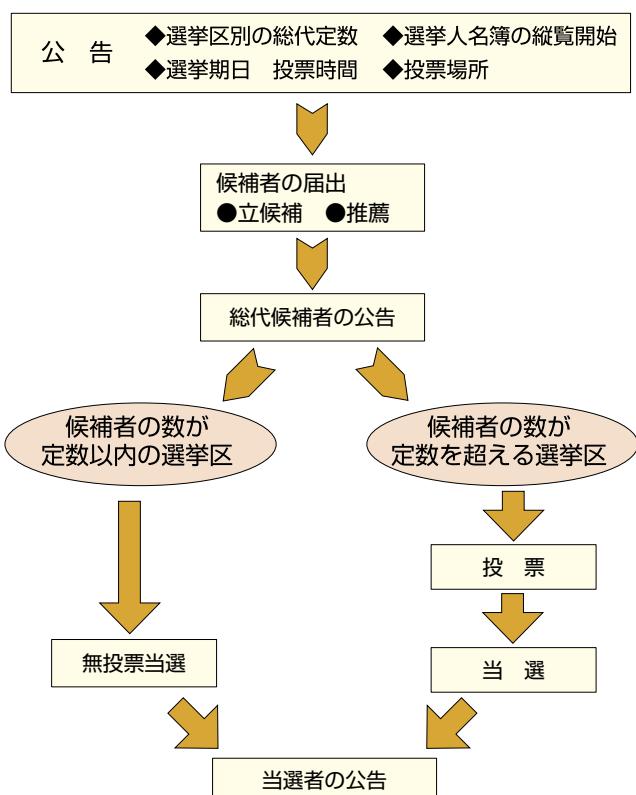
なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を14に区分し、総代の選出を行っています。

総代の定数は、120人以上160人以内です。地区別の定数は、地区的組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和3年3月末日現在の組合員総数は22,572人）。

●総代の選出手順



3. 総代会決議事項

第70期通常総代会が、令和3年6月22日午前10時より、砺波市文化会館にて開催されました。当日は総代136人のうち、出席135人（うち、委任状による代理出席67人）により、全議案が可決・承認されました。



1. 報告事項 第70期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件
2. 議案事項

- 第1号議案 第70期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第71期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 第71期に於ける借入金最高限度額決定の件
- 第4号議案 定款一部変更の件
- 第5号議案 総代選挙規程一部改正の件
- 第6号議案 組合員除名処分の件
- 第7号議案 理事及び監事選任の件
- 第8号議案 会計監査人選任の件
- 第9号議案 理事及び監事報酬最高限度額決定の件
- 第10号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬は、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額は、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金は、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	42	52
監事	9	10
合計	51	62

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
 4. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
 2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

総代等感謝状制度

趣旨：総代等組合員の方から、新規組合員（顧客）の紹介その他の有益情報の提供を受け、大きな成果となった場合その協力に報いるために表彰を行う（「けんしんサポート運動」を展開）

目的：総代等組合員の方から、これまで以上に協力を得ることで、顧客数の拡大と営業基盤の拡充を図る

業績の向上



新規組合員（顧客）の紹介またはその他の貢献

審査のうえ、理事長が総代会にて
感謝状を授与する

総代等
組合員



総代の属性別構成比

職業別	法人役員 91.9%、個人事業主 8.1%、個人 0.0%
年代別	70代以上 52.3%、60代 29.9%、50代 15.0%、40代以下 2.8%
業種別	建設業 31.9%、製造業 19.3%、卸売業・小売業 25.9%、不動産業 5.2%、運輸業 2.2%、その他サービス業 15.5%

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名 (総代定数140名、総代数136名)

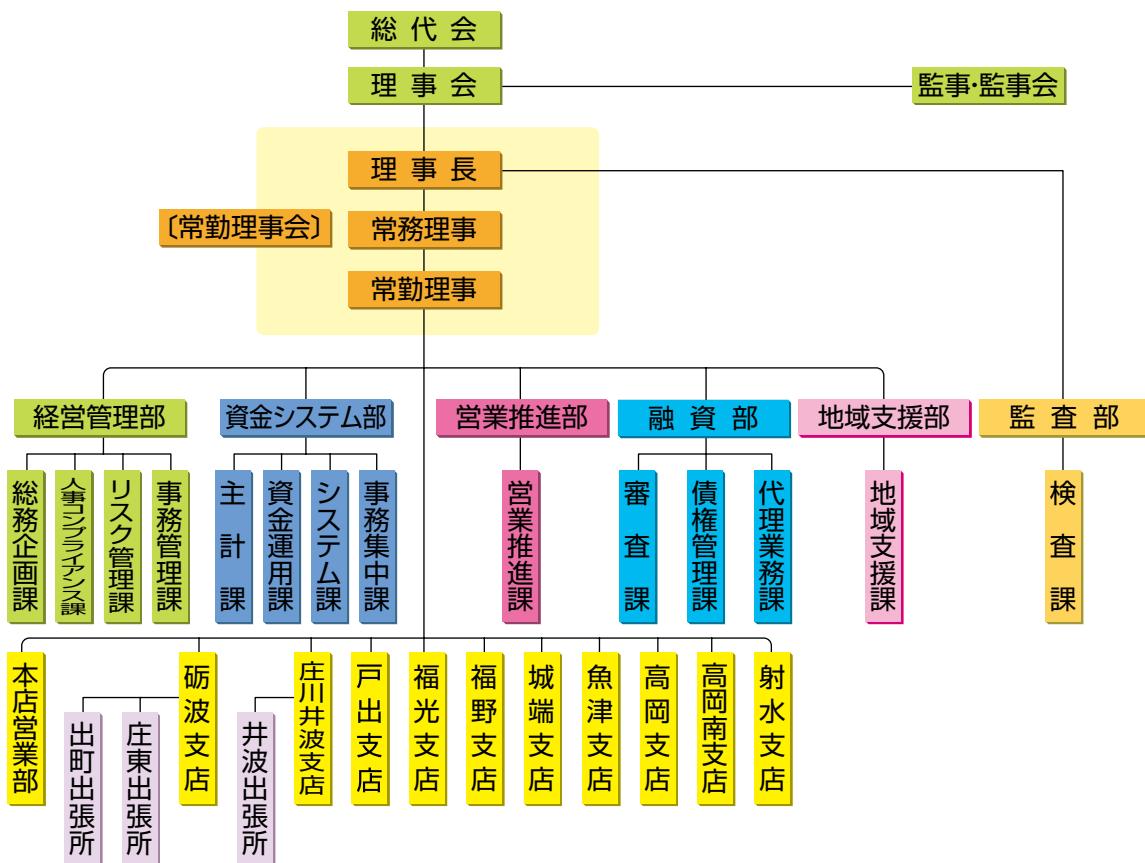
(敬称略) 令和3年6月22日現在

●本店営業部地区 総代定数 24 名 総代数 24 名	●砺波支店地区 総代定数 12 名 総代数 12 名	●戸出支店地区 総代定数 7 名 総代数 6 名	●城端支店地区 総代定数 9 名 総代数 9 名	●高岡支店地区 総代定数 20 名 総代数 18 名
相澤 久範 ⑨ 秋吉 克彦 ⑤ 泉 茂 ① 川除 樹 ⑨ 轟田 幸則 ④ 栗林 進男 ⑧ 澤江 幸行 ② 中川 清寛 ④ 林 克己 ○ 藤井 和夫 ○ 藤木 一仁 ○ 堀江 行一 ⑦ 前田 恒範 ⑨ 松井 喜久夫 ⑥ 宮崎 忠一 ⑤ 村井 剛 ○ 村家 博 ⑦ (有)シマダ木材 ⑥ (株)シャルム ⑧ 鈴木工業(株) ⑥ (株)トミソー ○ (株)マツダ ⑦ (有)八日堂 ④ (株)立業社 ○	安念 延恭 ① 五島 辰夫 ⑨ 小西 昭夫 ⑤ 高原 健三 ⑧ 林 忠男 ○ 深松 篤夫 ⑤ 堀田 泰弘 ⑧ 前田 國代志 ⑨ 米原 嘉孝 ⑥ (株)下保商店 ① (株)上智 ○ 鷹栖建工(株) ⑧	大井 博樹 ① 高田 浩平 ⑥ 沼 康仁 ① 松本 直人 ① 吉田 正樹 ① 戸出化成(株) ○	浅野 文夫 ⑦ 河合 常晴 ⑤ 川田 常晶 ⑤ 木下 巍 ② 櫻井 恵 ⑤ 谷崎 公治 ④ 藤井 貢 ⑦ 山崎 恵次 ⑤ (株)長田組 ⑤	荒木 勇夫 ⑦ 石田 輝雄 ⑦ 江渕 司郎 ○ 岡田 昭史 ⑥ 加藤 政実 ⑦ 金森 與四治 ○ 金山 健治 ⑥ 神島 孝一 ○ 櫻井 敏雄 ○ 佐野 光治 ⑦ 柴田 治雄 ○ 立野井 憲一 ○ 寺崎 敏治 ⑤ 西保 秀樹 ② 林 廉隆 ⑥ 藤田 益一 ⑨ 水原 延幸 ① 宮崎 基一 ○
●出町(支店)地区 総代定数 11 名 総代数 11 名	●庄川井波支店地区 総代定数 8 名 総代数 7 名	●井波(支店)地区 総代定数 6 名 総代数 6 名	●福光支店地区 総代定数 7 名 総代数 7 名	●高岡南支店地区 総代定数 11 名 総代数 11 名
天野 一男 ○ 熊野 智浩 ② 佐藤 博 ⑧ 澤田 力弥 ○ 田守 徳一 ○ 米林 成洋 ① 小野医療器(株) ⑤ (株)熊野製作所 ④ 吳西運輸(有) ⑦ となみ観光交通(株) ④ (株)吉田印刷所 ①	太田 和也 ① 川那邊 利一 ○ 小西 淳一 ⑨ 米道 俊信 ② (株)沖田組 ⑤ 庄川興業(株) ⑨ 藤森工業(株) ⑤	清都 英雄 ⑦ 齊藤 隆夫 ⑧ 長井 利夫 ① 苗加 炳雄 ⑦ 山本 英介 ② (株)山秀木材 ④	石崎 博之 ⑨ 岡部 一輝 ⑦ 松本 敏博 ○ 吉田 章 ⑦ 吉田 敏明 ⑦ チューモク(株) ○ (株)森組 ②	斎藤 靖弘 ○ 杉本 進 ○ 塚本 勝王 ○ 樋口 威作夫 ⑧ 宮丸 賢二 ○ 山邊 慎治 ⑦ 吉田 登 ⑤ (株)古城モータース ⑦ (株)曾田 ⑦ (有)中村製作所 ⑦ 山岡石材工業(株) ⑦
●魚津支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名	●庄東(支店)地区 総代定数 8 名 総代数 8 名	●福野支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名	●射水支店地区 総代定数 5 名 総代数 5 名	
大崎 浩司 ① 尾谷 清光 ○ 金三津 貢 ○ 島田 久志 ⑧ 谷口 貞夫 ○ 野澤 良成 ④	坂本 吉隆 ⑦ 松本 俊次 ⑨ 宮木 弥淳 ② 宮越 敏信 ⑥ 宗景 昭 ② 山崎 要四郎 ② 山崎 泉 ○ 山田 保博 ⑥	梅木 一隆 ⑨ 江上 勝 ① 奥村 一則 ⑤ 金谷 英治 ④ 西能 徹 ⑥ (株)南砺工業所 ④	佐々木 俊夫 ② 新田 一夫 ⑥ 横山 登 ④ 米山 幸男 ⑨ 高田建設(株) ⑦	

(注) 氏名の後に就任回数を○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は○で表示しています。

組織

●組織図



総代会制度について／組織図

●役員の状況

理 事 長	芝 田 聰
常 務 理 事	飯 田 裕 彦
常 勤 理 事	西 田 智 浩
理 事	山 本 賢 治
理 事	中 村 純 一
理 事	楠 則 夫

(令和3年6月22日現在)

常 勤 監 事	小 幡 克
監 事	菊 野 一 裕
監事(員外監事)	中 村 厚

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

●会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

●職員数

	令和元年度	令和2年度
男 子	64人	64人
女 子	52人	55人
合 計	116人	119人

(注) 常勤役員、嘱託が含まれています。

●出資金および組合員数

(単位：人、百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	21,329	1,281	20,856	1,263
法 人	1,743	226	1,716	223
合 計	23,072	1,508	22,572	1,487

店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ

●店舗一覧

金融機関コード 2404

店舗コード	店舗	郵便番号	住所	電話番号
007	本店営業部	930-0084	富山市大手町 3-5	076-421-5541
001	砺波支店	939-1371	砺波市栄町 5-26	0763-32-3351
	出町出張所	939-1366	砺波市表町 6-9	0763-33-5533
	庄東出張所	939-1438	砺波市安川 864-1	0763-37-1144
003	庄川井波支店	932-0305	砺波市庄川町金屋 2678-1	0763-82-0248
	井波出張所	932-0217	南砺市本町 2-11	0763-82-1756
005	戸出支店	939-1104	高岡市戸出町 3-8-5	0766-63-1150
006	福光支店	939-1635	南砺市福光 7064-1	0763-52-1122
011	福野支店	939-1568	南砺市福野 1762	0763-22-2218
004	城端支店	939-1861	南砺市城端 180-1	0763-62-0323
013	魚津支店	937-0066	魚津市北鬼江 1-3-25	0765-22-3133
031	高岡支店	933-0913	高岡市本町 2-1	0766-23-3580
034	高岡南支店			0766-23-3178
038	射水支店	939-0275	射水市八塚 483-1	0766-52-5525

当組合のキャッシュカードサービスについて

当組合のキャッシュカードは「セブン銀行」をはじめ、全国の提携金融機関ATMでご利用いただけます。

●けんしんの ATM

- 全店のATMが年365日稼働しています。
- 定期預金のお預入れができます。
- 現金によるお振込の取扱いができます。
- 振込カード発行の取扱いをしています。
- 法人ICキャッシュカード発行の取扱いをしています。
- 硬貨のお取扱いが可能です。※詳しくは、当店窓口までご照会ください。
- 普通預金通帳・総合口座通帳の繰越ができます。

●自動機器設置状況

区分	ATM(現金自動預払機)
店舗内	14

●当組合のCDカードご利用範囲

	ご入金	ご出金	お振込
セブン銀行	○	○	×
イオン銀行	○	○	○
信用組合	○	○	○
信用金庫	○	○	○
ろうきん	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	×
第二地方銀行	○	○	○
地方銀行 (北陸銀行他)	×	○	○
都市銀行	×	○	○
JA	×	○	○

※ご入金につきましては、一部お取り扱いができない金融機関がございます。

●ATMご利用時間・手数料【出金】

	0:00	8:00	8:45	14:00	18:00	19:00	20:00	21:00	24:00
富山県 信用組合	本店・砺波・福光 出町・魚津・高岡 庄東・庄川井波・城端・戸出 井波・福野・射水		110円		無料		110円		
平	セブン銀行		110円		無料		110円		
日	北陸銀行			110円		無料		110円	
	しんくみお得ねっと提携信用組合 ^{※1}		220円		無料		220円		
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) ^{※1}		220円		110円		220円		

	0:00	8:30	9:00	14:00	17:00	24:00
富山県信用組合 全店				無料	110円	
セブン銀行		110円		無料		110円
北陸銀行			110円			
しんくみお得ねっと提携信用組合 ^{※1}			220円	無料	220円	
他提携金融機関(銀行・信金・JA) ^{※1}			220円			

	0:00	8:30	9:00	14:00	17:00	24:00
富山県信用組合 全店				110円		
セブン銀行				110円		
北陸銀行			110円			
しんくみお得ねっと提携信用組合 ^{※1}			220円	無料	220円	
他提携金融機関(銀行・信金・JA) ^{※1}			220円			

※1 出金にかかる手数料を表示しています。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。

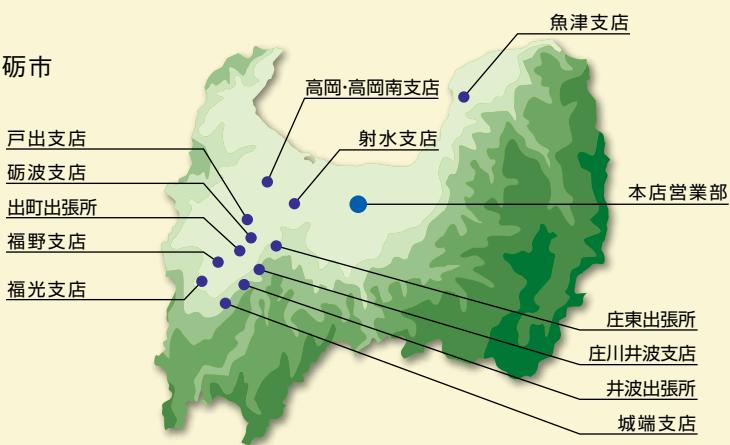
※2 入金にかかる手数料は、当組合は曜日にかわらず無料。セブン銀行は出金手数料と同額、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関は、他提携金融機関の出金手数料と同額となります。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。

【令和3年7月末現在】

●営業地域一覧

[店舗所在一覧]

富山市・魚津市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市



●当組合のあゆみ

昭和	26.12 中越信用組合設立 27.12 高陵信用組合設立 30.12 井波信用組合設立 32.10 富山県たばこ信用組合設立 63. 4 4組合合併により、富山県信用組合として発足 魚津支店 新設開店	平成	21.11 本部、砺波市に移転 23.12 けんしん創立60周年 25. 3 七ブン銀行とATM提携 26. 4 福光支店新築 27. 8 飛驒信用組合との業務提携 27.11 傷害保険取扱開始 27.12 けんしん立山俱楽部発足 28. 3 個人年金保険（定額）取扱開始 29. 4 第一勧業信用組合との連携協定 29. 8 富山労働局との連携協定 29. 9 富山県中小企業家同友会との連携協定 リンカーズ株式会社との業務提携 30. 9 高岡南支店を高岡支店店舗内に移転 30.11 本店営業部に針原支店を統合 31. 4 戸出支店移転新築	令和	1. 9 本店新築 2.11 出町支店を砺波支店出町出張所に変更 2.11 庄東支店を砺波支店庄東出張所に変更 2.11 庄川支店を庄川井波支店に名称変更 2.11 井波支店を庄川井波支店井波出張所に変更
平成	5.12 外国為替取扱業務認可 6. 3 国債証券取扱業務認可 12. 3 城端支店新築 12. 4 インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス開始 13.11 損害保険販売開始 16. 6 新日本監査法人による会計監査を導入 17. 9 井波支店新築 17.11 全店に「創業・新事業・経営相談窓口」を開設 20. 7 高岡支店移転 20. 9 北陸銀行とATM相互開放 20. 9 高岡支店に定塙支店、高岡北支店を統合 20.12 本店営業部に藤の木支店、大沢野支店を統合 21.10 城端支店に五ヶ山支店を統合 21.10 高岡南支店に横田支店を統合				

営業のご案内

●預金商品

(令和3年7月1日現在)

種類	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の90%、最高999万円まで自動的に融資が受けられます。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円、定期預金は1万円以上自動継続扱いです。
普通預金	給与・年金・配当金などの自動受取り、公共料金などの自動支払に便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	お利息のつかない普通預金で決済用預金に該当し、残高にかかわりなく預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金より有利なお利息です。なお、給与・年金・配当金の受取り、公共料金の自動支払はご利用できません。(個人の方専用)	出し入れ自由	1円以上
スーパーミリオン積立	お預入れ残高が100万円以上になった場合、自動的にスーパー定期預金(1年満期)と同じ金利になります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	現金を持ち歩かずに資金を効率的に活かす商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまつたお金の短期運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金で、利息は非課税です。	入金はいつでも	1円以上
定期積金	積立期間を決めて少しずつムリなく貯める預金で、満期日にまとまつた給付金をお受け取りいただけます。	6ヵ月以上5年まで	額1,000円以上
定期預金	スーパー定期預金 1,000万円未満の余裕資金の運用に最適です。 個人の方のみ複利型もお取扱いできます。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	大口定期預金 1,000万円以上のまとまつた資金の運用に最適な預金です。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	1,000万円以上
	期日指定定期預金 お利息は1年ごとの複利計算で、1年据置後は1ヵ月前に満期日の指定ができる、預金の一部(1万円単位)でも解約ができる定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 1年 最長預入期間 3年	100円以上
	変動金利定期預金 お預け入時に約定した金利が6ヵ月ごとに見直される預金です。個人の方のみ複利型もお取扱いできます。	定型方式は1年・2年・3年です。 満期日指定方式は1年超3年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	据置定期預金 お利息は6ヵ月ごとの複利計算で預入期間に応じて利率がステップアップする定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 6ヵ月 最長預入期間 5年	100円以上
財形預金	一般財形預金 貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。	3年以上	1,000円以上
	財形住宅預金 住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財形年金預金 将来の年金としてお受取りいただくための預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1,000円以上

●事業向けご融資

(令和3年7月1日現在)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一般のご融資 手形割引 手形貸付 証書貸付 当座貸越	一般商業手形の割引 仕入資金など短期運転資金 設備資金など長期資金 約定金額までの当座決済資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
各種制度融資	富山県・各市町制度融資	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
事業者カードローン	運転・設備資金	100万円～2,000万円以内	1年または2年	県信用保証協会(不動産等)
けんしんビジネスカードローン	運転・設備資金	100万円～1,000万円以内	1年更新	必要に応じて
けんしん小口事業資金	運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内	必要に応じて
事業性スマートローン	運転・設備資金 (法人・個人事業主)	10万円～500万円以内	証貸 10年以内 当貸 法人:3年更新 個人事業主:1年更新	保証会社
フリーローン 「スピーディー」	運転・設備資金 (個人事業主)	10万円～500万円以内	10年以内 (81歳まで返済)	保証会社

●個人向けご融資

(令和3年7月1日現在)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住宅ローン	自己居住用住宅の購入および土地取得・新築・増改築・借換資金等	100万円～10,000万円以内	35年以内	保証人、保証会社(不動産等)
リフォームローン	住宅のリフォーム・住宅機器購入等	10万円～1,500万円以内	20年以内	保証会社
多目的ローン	お使いみちが明確なもの(見積りが取得できるもの)	10万円～1,000万円以内	15年以内 (お使いみちによっては10年以内)	保証会社
マイカーローン	マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・車検・修理資金等	10万円～500万円以内	6ヶ月～10年以内	保証会社
奨学ローン	受験・進学・在学資金・借換資金等	10万円～1,000万円以内	15年以内 (据置期間含む)	保証会社
教育カードローン	学費や在学中の生活費等	50万円～500万円以内	入学前6ヶ月+4年 (大学院等6年制は+6年)	保証会社
フリーローン	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	13ヶ月～10年以内 (81歳まで返済)	保証会社 ※保証会社ごとの条件がございます
カードローン	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	1年ごとの自動更新 (72歳まで)	保証会社 ※保証会社ごとの条件がございます

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

●代理店業務一覧

- ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・株式会社商工組合中央金庫代理店
- ・独立行政法人福祉医療機構代理店
- ・全国信用協同組合連合会代理店
- ・富山県収納代理金融機関
- ・県下主要市町収納代理金融機関

●各種サービス・その他業務

(令和3年7月1日現在)

種類	サービスの内容
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、配当金、各種保険金等がお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度、お受け取りに出かける手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、預金口座に振り込まれた日からお利息がつきますのでお得です。
自動支払サービス	電気料、電話料、ガス料、水道料、NHK受信料のほか税金、各種保険料等を普通預金(総合口座)・当座預金から自動的にお支払いいたしますので、集金日のわざわざがなくなります。
給与振込	給与、ボーナスが安全・確実にお客さまのご指定いただく預金口座に振り込まれます。また、振り込まれた口座から自動的に公共料金のお支払い、定期積金等ができる大変便利です。
内国為替	当組合を窓口として全国どこの金融機関へでも送金、振込、手形・小切手等の取り立てができ安全・確実です。
国債窓販	国債の窓口販売を行っています。現在長期国債(10年)、中期国債(2年・5年)、個人向け国債(3年・5年・10年)を取り扱っております。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。お手軽な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします(砺波支店でご利用いただけます。)
クレジットカード	お買い物、ご旅行、お食事等あなたのサインおひとつでOK。キャッシングサービスも受けられる便利なカードです。しんくみピーターパンカード、JCB等各種クレジットカードをお取扱いしています。
キャッシングカード	けんしんのキャッシングコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・ゆうちょ銀行・銀行・信託銀行・信用金庫・農協・労働金庫のキャッシングコーナーで預金のお引き出しができます。また、けんしん・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。セブン銀行ATMでは、入出金・残高照会ができます。
「しんくみお得ネット」サービス	「しんくみお得ネット」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店《J-Debit(ジェイデビット)》のマークのある店舗で、キャッシングカードを利用しお買い物ができる。代金は預金口座から即時決済できるサービスです。
相互入金サービス	全国各地の相互入金業務提携金融機関(信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関)のATMでは、けんしんのキャッシングカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシングカードでお預入れができます。
他行カード振込サービス	全国各地の他行カード振込業務提携金融機関(信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫)のATMでは、けんしんのキャッシングカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシングカードでお振込みができます。
暗証番号変更手続き	ATMによる暗証番号変更のお取扱いをしています。
インターネット(個人向け)iモードサービス	インターネット、モバイル(携帯電話)により、残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替による資金移動サービスをご利用いただけます。
インターネット(法人向け)	インターネットにより残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替・総合振込・給与振込・賞与振込による資金移動サービスおよび口座振替サービスをご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。インターネットバンキングまたは窓口での書面手続きによりご利用いただけます。
公共工事の前払金	東日本建設業保証㈱の指定金融機関として、公共工事の前払金の取扱いをいたします。
キャッシングサービス	けんしんのキャッシングコーナーで、JCB・VISA等のキャッシングサービスがご利用いただけるほか、JCB・VISA等はご返済もご利用いただけます。
信託の取扱い	個人向け信託商品(遺言代用信託「しんくみ相続信託」)を取扱っております。
保険商品の窓口販売	個人向けには、個人年金保険(定額)、住宅関連長期火災保険、住宅関連債務返済支援保険、傷害保険を取扱いしています。事業先向けには、事業に関連する建物及び商品・動産の保険ならびに労働災害保険等を取扱いしています。
ATMネットワーク	富山県内に14店舗のネットワークをもち、けんしんのカードは14店舗で年365日ご利用いただけます。また、けんしんは北陸銀行とATMを相互開放致しており、セブン銀行・北陸銀行の店舗内ATM・北陸銀行幹事の店舗外ATMで、キャッシングカードによる引出しと残高照会をご利用いただけます。
けんしん Big Advance	全国の金融機関が連携し、地域の中小企業の成長を支援するプラットフォームです。金融機関の枠を超えた全国規模のビジネスマッチングから会社ホームページ作成、従業員向けの福利厚生サービスまで、幅広いサービスをご提供します。

●振込・送金手数料（1件につき）

種類	宛所	振込金額等	手数料
窓口振込 (電信扱い)	店内	未満	無料
	当組合内	以上 ※現金扱いかつ非組合員のみ。	220円
		未満	330円
	他行	以上	550円
		未満	660円
窓口振込 (文書扱い)	店内	以上	880円
	当組合内	未満	無料
		以上 ※現金扱いかつ非組合員のみ。	220円
	他行	未満	330円
		以上	550円
文書振込 (交換所取扱分)	他行 (同一交換所内)	未満	660円
		以上	880円
ATMからの振込	他行	※公金は手数料不要	132円
	店内	全て	無料
	当組合内	未満	220円
		以上	440円
インターネット モバイル バンキング からの振込	他行	未満	440円
	店内	以上	660円
		全て	無料
	当組合内	未満	110円
		以上	220円
定額自動振込	他行	未満	330円
	店内	以上	550円
		全て	無料
	当組合内	未満	220円
		以上	440円
送金	他行	未満	440円
	店内	以上	660円
振込・送金の訂正	当組合内	年間手数料	660円
	他行	未満	220円
振込・送金の組合料	当組合内・他行	以上	660円

●代金取扱手数料（1通につき）

項目	代手
同一交換所内	無料
県内交換所内	440円
他信組委託	普通 660円
その他	至急 880円
不渡り手形返却料	660円
取扱手形組廻し料	
取扱手形店頭呈示料	

●現金自動機（ATM）利用手数料

ご利用時間	当組合カード	提携金融機関カード
平日	8:00～8:45	110円
	8:45～18:00	無料
	18:00～20:00	110円
土曜日	9:00～14:00	220円
	14:00～17:00	110円
日曜日・祝日	9:00～17:00	110円

(注) しんくみお得ねっと提携信用組合カードは無料です。

●手形・小切手関係手数料

種類	項目	手数料
署名判印刷サービス	初回登録・変更時のみ(手形・小切手)	5,500円
小切手帳	1冊につき(50枚綴り)	1,320円
約束手形帳・為替手形帳	1冊につき(50枚綴り)	1,650円
自己宛小切手発行	1枚につき	1,100円

●窓口両替手数料（お持込枚数またはお持帰り枚数（紙幣・硬貨の合計）のうち、いずれか多い枚数）

枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～300枚	330円
301枚～1,000枚	660円
1,001枚以上	以後、1,000枚毎 330円加算

●大量硬貨入金手数料（※1）

枚数	手数料
~500枚	無料
501枚～1,000枚	330円
1,001枚～2,000枚	550円
2,001枚以上	以後、1,000枚毎 220円加算

(※1) 500枚以下のお取引を1日に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。店頭以外での硬貨入金につきましても、上記のとおりとさせていただきます。

●融資関係手数料

商品	項目	明細	手数料
証書貸付 線上償還	事業性融資	全額	500万円未満 22,000円
		500万円以上 1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上	44,000円
	条件変更	全額線上償還に同じ	22,000円
	住宅ローン	全額	500万円未満 22,000円
個人融資 条件変更	個人融資	全額	500万円以上 1,000万円未満 33,000円
		1,000万円以上	44,000円
		条件変更	全額線上償還に同じ 11,000円
	消費者ローン	全額	全て 5,500円
	その他	条件変更	全て (※1)

(※1) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

項目	明細	手数料
新規証書貸付事務取扱手数料	再特約選択時	2,200円
固定金利特約	固定特約から変動金利への変更 ただし、固定特約期間終了時	11,000円 無料
※条件変更手数料と重複しません。	変動金利から固定特約への変更	11,000円
新規設定	新規設定	33,000円
追加設定	追加設定	16,500円
不動産担保	ただし、住宅ローン、アパート・マンション建築ローン アパート・マンション建築ローン	無料 55,000円
抹消	全部抹消 一部抹消	無料 16,500円
変更	変更 極度額・順位・債務者変更等	11,000円
公的融資のつなぎ融資（プロパー）	手形貸付手形用紙1枚	220円

割引手形取扱	項目	手数料
同一交換所内		220円
県内交換所内		440円
他信組委託	普通 至急	660円 880円
その他	不渡り手形返却料 割引手形買戻し料	660円

●各種手数料

種類	項目	手数料
証明書 (1通につき)	都度発行	440円
	残高証明書	
	継続発行	
	監査法人向け	3,300円
	支払利息証明書	440円
取扱明細書 (1回につき)	融資可能証明書	11,000円
	支払承諾保証書	★別途、保証料が加算されます。
	住宅取得控除証明書	2,200円
	その他証明書	440円
新規発行	※取扱明細書(流動性預金の直近3ヶ月分までに限ります) 上記以外については、別に記載の「個人情報開示請求」又は「保有データ開示請求」(法人・団体の場合)による(取引の履歴に関する情報)の手数料によるものとします。 ※年金払込みの記録に係るものは無料です。	330円
	キヤッッシュカード(個人のみ)	無料
再発行 (1件につき)	ICキヤッッシュカード(個人・法人)	1,100円
	通帳・証書	1,100円
	キャッシュカード・ICキャッシュカード・ローンカード 出資証券	550円
貸金庫(年間)	※既存の通帳証券カード等を收回できない場合に限ります。(ただし、ICキャッシュカードは除外)	
	キャッシュカードからICキャッシュカードへの切替	1,100円
	当座勘定入金帳(1冊)	550円
	普通預金入金帳(1冊)	1,100円
	国債保護預かり(年間)	1,320円
個人情報開示請求 (法人・団体の場合)	口座振替委託契約(1件につき)	55円
	大	11,000円
	中	6,600円
取扱残高 (上記個人情報に加え科目、口座番号、残高)	小	5,500円
	氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先(勤務先名または、職業・電話番号)	一括
	取扱残高	特定日毎
取扱の履歴に関する情報	氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先(勤務先名または、職業・電話番号)	880円
	例) 令和2年3月2日～令和3年3月10日(13ヶ月)の場合、 2ヶ月分として計算します。	2,200円
	※預金種類が複数の場合は、重複して請求しません。	550円
上記以外の情報	上記以外の情報	1項目毎
		1,100円

*個人情報開示請求については、金融庁による「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成27年7月2日金融庁告示第66号(平成27年7月9日施行))に従って取扱いいたします。

●でんさいネット利用手数料

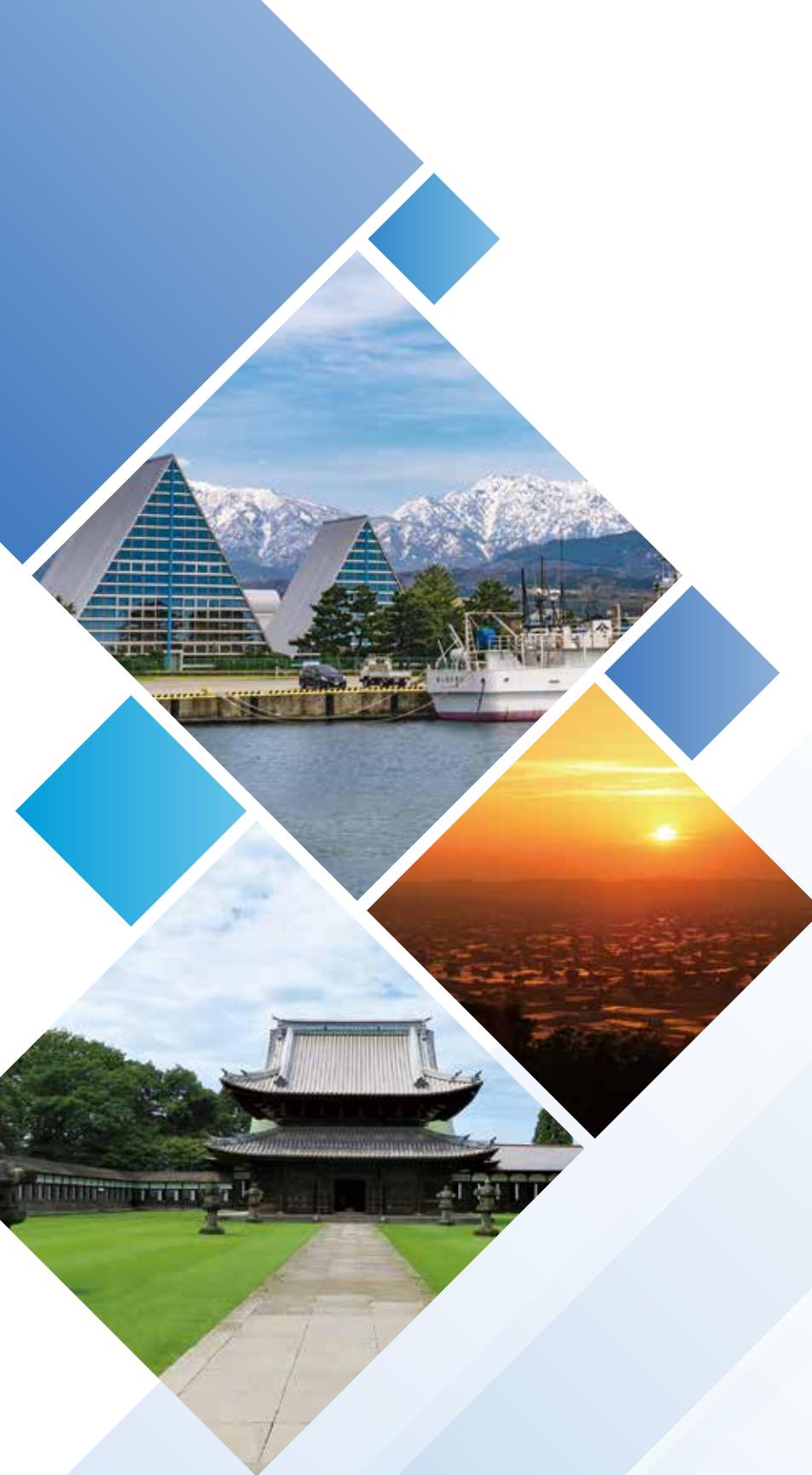
月額基本料	手数料	月額基本料	手数料
法人IB	書面	法人IB	書面
債務者利用	無料 (注)1,100円	債務者利用	無料 無料

(注) 令和3年9月末日までは無料とさせていただきます。

● i サービス利用手数料

項目	申込手数料	月額利用料	変更再登録手数料
インターネットバンキング	2,200円	110円	
モバイルバンキング		110円	550円
法人向けインターネットバンキング		2,200円	

★本表の手数料は、消費税が含まれております。



資料編

[経営の状況] [自己資本比率規制]

経理・経営内容
資金調達
資金運用
その他業務
自己資本の充実の状況について

経営の状況

経理・経営内容

■貸借対照表

【資産の部】

科 目	年 度	令和元年度	令和2年度
(資産の部)			
現金	1,218,945	1,038,211	
預け金	30,978,814	28,789,644	
有価証券	34,701,010	35,974,147	
国債	514,655	2,394,202	
地方債	4,712,053	4,528,812	
社債	11,539,835	11,872,437	
株式	149,096	42,386	
その他の証券	17,785,370	17,136,308	
貸出金	48,728,443	53,863,836	
割引手形	728,672	471,414	
手形貸付	3,583,081	2,721,281	
証書貸付	41,931,183	47,936,819	
当座貸越	2,485,505	2,734,321	
その他資産	660,574	823,838	
未決済為替貸	3,736	1,961	
全信組連出資金	397,900	397,900	
未収収益	106,651	117,515	
その他の資産	152,286	306,461	
有形固定資産	1,144,913	1,107,536	
建物	572,245	547,597	
土地	501,012	501,012	
リース資産	38,104	27,751	
建設仮勘定	0	0	
その他の有形固定資産	33,550	31,176	
無形固定資産	14,643	16,183	
ソフトウェア	3,717	5,315	
その他の無形固定資産	10,926	10,867	
繰延税金資産	—	7,307	
債務保証見返	73,314	57,535	
貸倒引当金	△ 216,377	△ 526,450	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 204,407)	(△ 445,010)	
合 計	117,304,282	121,151,790	

【負債及び組合員勘定の部】

科 目	年 度	令和元年度	令和2年度
(負債の部)			
預金積金	108,173,965	112,858,043	
当座預金	885,135	1,166,328	
普通預金	22,600,389	28,130,068	
貯蓄預金	20,481,651	26,237,096	
通知預金	8,810	45,154	
定期預金	60,326,448	53,581,808	
定期積金	3,625,581	3,495,056	
その他の預金	245,947	202,529	
借用金	4,639,000	4,125,000	
借入金	4,639,000	4,125,000	
その他負債	202,298	160,120	
未決済為替借	9,937	8,025	
未払費用	55,921	32,613	
給付補填備金	897	696	
未払法人税等	4,976	5,140	
前受収益	26,238	26,105	
払戻未済金	18,647	22,125	
リース債務	38,422	28,098	
資産除去債務	3,088	3,088	
その他の負債	44,168	34,225	
賞与引当金	25,640	24,788	
退職給付引当金	30,160	29,040	
役員退職慰労引当金	13,080	11,220	
その他の引当金	34,032	26,309	
繰延税金負債	11,159	—	
債務保証	73,314	57,535	
負債の部合計	113,202,651	117,292,057	
(純資産の部)			
出資金	1,508,238	1,487,288	
普通出資金	1,508,238	1,487,288	
利益剰余金	2,387,401	2,125,888	
利益準備金	905,000	908,000	
その他利益剰余金	1,482,401	1,217,888	
特別積立金	1,010,000	1,010,000	
当期末処分剰余金	472,401	207,888	
組合員勘定合計	3,895,639	3,613,176	
その他有価証券評価差額金	205,991	246,556	
評価・換算差額等合計	205,991	246,556	
純資産の部合計	4,101,630	3,859,733	
合 計	117,304,282	121,151,790	

経理・経営内容

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	令和元年度	令和2年度
経常収益		1,399,539	1,262,985
資金運用収益		1,262,790	1,151,293
貸出金利息		711,015	712,227
預け金利息		35,857	37,111
有価証券利息配当金		500,000	385,488
その他の受入利息		15,916	16,466
役務取引等収益		67,156	74,478
受入為替手数料		29,391	28,140
その他の役務収益		37,765	46,337
その他業務収益		24,299	19,439
国債等債券売却益		20,262	17,641
国債等債券償還益		－	－
その他の業務収益		4,037	1,798
その他経常収益		45,292	17,772
貸倒引当金戻入益		－	－
償却債権取立益		21,370	6,710
株式等売却益		－	10
その他の経常収益		23,921	11,052
経常費用		1,263,143	1,537,950
資金調達費用		32,956	24,636
預金利息		31,881	23,804
給付補填備金繰入額		655	502
借用金利息		－	－
その他の支払利息		419	329
役務取引等費用		123,343	110,430
支払為替手数料		11,700	10,790
その他の役務費用		111,643	99,639
その他業務費用		1,100	3,732
国債等債券売却損		1,075	978
国債等債券償還損		－	2,650
その他の業務費用		25	103
経費		1,057,780	1,042,436
人件費		653,114	645,652
物件費		392,079	376,156
税金		12,585	20,627
その他経常費用		47,962	356,716
貸倒引当金繰入額		29,714	322,428
貸出金償却		4,025	9,796
株式等売却損		－	－
株式等償却		1	－
その他の経常費用		14,220	24,490
経常利益		136,395	△ 274,965

(単位：千円)

科 目	年 度	令和元年度	令和2年度
特別利益		8,016	0
固定資産処分益		8,016	0
その他の特別利益		－	－
特別損失		104,554	147
固定資産処分損		46,643	121
減損損失		57,910	26
その他の特別損失		－	－
税引前当期純利益(損失)		39,858	△ 275,113
法人税、住民税及び事業税		4,976	5,140
法人税等調整額		9,751	△ 33,978
過年度法人税等		－	－
法人税等合計		14,727	△ 28,837
当期純利益(損失)		25,130	△ 246,275
繰越金(当期首残高)		447,270	454,163
当期末処分剰余金		472,401	207,888

損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純損失 81円59銭

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金		472,401	207,888
剰余金処分額		18,237	19,048
普通出資に対する配当金		15,237	15,048
利益準備金		3,000	4,000
繰越金(当期末残高)		454,163	188,839

経理・経営内容

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行なっております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年~40年 その他 2年~20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間に耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約による残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産・特別清算等法的債権による経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部）が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,362百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は、次のとおりです。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日) 0.590%
- (3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金54百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は、「有価証券利回り配当金」に計上し、損の場合損は「国債等債券償還」に計上しております。なお、当事業年度は、「有価証券利回り配当金」に投資信託の解約・償還益は計上しておらず、「国債等債券償還」に投資信託の解約・償還損2百万円を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。
貸倒引当金 526百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前の額） 101百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もりと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 0百万円
- 理事及び監事との取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 77百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,015百万円

- 有形固定資産の圧縮記帳額 158百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は235百万円、延滞債権額は2,617百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く）。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定期支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は101百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,954百万円であります。なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、471百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 9,050百万円 有価証券 1,139百万円
担保資産に対応する債務 借用金 4,125百万円
- 出資口当たりの純資産額は1,297円57銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
- 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主に事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらは、与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクについては、資金システム部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- ③ALM委員会の管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに於ける規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。
- ④為替リスクの管理
当組合は、為替リスクについて、個別の案件ごとに管理しております。
- ⑤価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、資金システム部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金システム部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は資金システム部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- ⑥市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受けたる主なる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金、借用金であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第七号）」において通貨ごとに規定された金利シヨック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、2,192百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ⑦資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項
令和3年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	28,789	28,822	32
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,845	1,883	37
その他有価証券	34,041	34,041	—
(3) 貸出金（*1）	53,863		
貸倒引当金（*2）	△525		
	53,338	54,648	1,310
金融資産計	118,015	119,396	1,380
(1) 預金積金（*1）	112,858	112,906	48
(2) 借用金（*1）	4,125	4,125	0
金融負債計	116,983	117,031	48

(*1) 各科目の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、28.から30.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡単な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表上額
非上場株式（*1）	43
組合出資金（*2）	397
合計	441

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金（全金組連出資金等）については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の債券」であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表上額を超えるもの】

貸借対照表	時価	差額
計 上 額		
国 債	－百万円	－百万円
地 方 債	163	165
社 債	500	505
そ の 他	682	725
小 計	1,345百万円	1,397百万円
		51百万円

【時価が貸借対照表上額を超えないもの】

貸借対照表	時価	差額
計 上 額		
国 債	－百万円	－百万円
地 方 債	－	2
社 債	－	5
そ の 他	500	485
小 計	500百万円	485百万円
		△14百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)その他有価証券

貸借対照表	取得原価	評価差額
計 上 額		
株 式	－百万円	－百万円
債 券	14,888	14,672
国 債	711	701
地 方 債	3,954	3,909
社 債	10,223	10,060
そ の 他	8,634	8,321
小 計	23,523百万円	22,993百万円
		529百万円

【貸借対照表上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表	取得原価	評価差額
計 上 額		
株 式	－百万円	－百万円
債 券	3,243	3,272
国 債	1,683	1,703
地 方 債	411	411
社 債	1,149	1,157
そ の 他	7,318	7,478
小 計	10,562百万円	10,750百万円
		△188百万円

(注) 貸借対照表上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却原価	売却益	売却損
1,200百万円	17百万円	0百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内	1年超	5年超	10年超
5年以内	10年以内		
債 券	2,399百万円	9,402百万円	2,855百万円
国 債	—	502	—
地 方 債	1,299	1,800	355
社 債	1,100	7,100	2,500
そ の 他	500	4,800	1,200
合 計	2,899百万円	14,202百万円	4,055百万円
			5,239百万円

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,477百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が17,477百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続基に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 線延税金資産及び線延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

貸出金債却有税分	1,023百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	96百万円
減価償却限度超過額	14百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	8百万円
賞与引当金	6百万円
税務上の繰越欠損金（*1）	29百万円
その他	45百万円
線延税金資産小計	1,224百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,122百万円
評価性引当額小計	△1,122百万円
線延税金資産合計	101百万円
線延税金負債	
その他有価証券評価差額	94百万円
線延税金負債合計	94百万円
線延税金負債の純額	7百万円

(*)1 税務上の繰越欠損金及びその線延税金資産の線越期限別の金額

	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	16	—	12	29
評価性引当額	—	—	—	—
線延税金資産(b)	16	—	12	29

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金29百万円（法定実効税率を乗じた額）について、線延税金資産29百万円を計上しています。この線延税金資産29百万円は平成27年3月期、平成30年3月期、平成31年3月期、令和3年3月期に計上した線越欠損金の残高105百万円に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しております。

33. 表示方法の変更

「会計上の見積り開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

34. 追加情報

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

経理・経営内容

●業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	1,229,834	1,126,657
資金運用収益	1,262,790	1,151,293
資金調達費用	32,956	24,636
役務取引等収支	△ 56,187	△ 35,951
役務取引等収益	67,156	74,478
役務取引等費用	123,343	110,430
その他業務収支	23,199	15,707
その他業務収益	24,299	19,439
その他業務費用	1,100	3,732
業務粗利益	1,196,846	1,106,413
業務粗利益率	1.01%	0.91%
業務純益（損失）	136,519	△ 5,491
実質業務純益	139,065	63,977
コア業務純益	119,878	49,965
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	9,398	49,965

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、令和元年度分より開示しております。

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

年 度 項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	54,561	△ 111,497
支払利息の増減	△ 13,184	△ 8,320

●総資金利鞘

(単位：%)

年 度 区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回 (a)	1.06	0.95
資金調達原価率 (b)	0.93	0.89
総資金利鞘 (a - b)	0.13	0.06

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

年 度 科 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	118,139	1,262	1.06	120,578	1,151	0.95
うち貸出金	49,200	711	1.44	51,703	712	1.37
預け金	30,485	38	0.12	33,123	37	0.11
有価証券	38,454	500	1.30	35,751	385	1.07
資金調達勘定	116,876	32	0.02	119,307	24	0.02
うち預金積金	112,169	32	0.02	114,132	24	0.02
借用金	4,662	—	—	5,175	—	—
その他	44	0	0.94	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和元年度102百万円、令和2年度146百万円）を、控除して表示しております。

●経費の内訳

(単位：千円)

年 度 科 目	令和元年度	令和2年度
人件費	653,114	645,652
報酬給料手当	526,707	520,394
退職給付費用	8,664	8,877
その他	117,742	116,379
物件費	392,079	376,156
事務費	192,999	190,209
固定資産費	69,702	70,144
事業費	29,244	20,352
人事厚生費	10,795	10,615
有形固定資産償却	52,000	48,383
無形固定資産償却	254	1,278
その他	37,083	35,171
税金	12,585	20,627
経費合計	1,057,780	1,042,436

●総資産利益率

(単位：%)

年 度 区 分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.11	△ 0.22
総資産当期純利益率	0.02	△ 0.19

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

●預貸率および預証率

(単位：%)

年 度 区 分	年 度	
	令和元年度	令和2年度
預貸率	期末	45.04
	期中平均	43.86
預証率	期末	32.07
	期中平均	34.28

預貸率　預金量に対する貸出金の比率を表したものです。

預証率　預金量に対する有価証券の保有割合を表したものです。

資金調達

●預金項目別平均残高

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	40,482	36.09	52,076	45.62
定期性預金	71,569	63.80	61,861	54.20
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	117	0.10	163	0.14
合計	112,169	100.00	114,132	100.00

「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

●定期預金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	57,301	94.98	52,036	97.11
変動金利	3,024	5.01	1,544	2.88
その他	—	—	—	—
合計	60,326	100.00	53,581	100.00

資金運用

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	801	1.62	607	1.17
手形貸付	3,659	7.43	3,369	6.51
証書貸付	42,358	86.09	45,264	87.54
当座貸越	2,380	4.83	2,461	4.75
合計	49,200	100.00	51,703	100.00

●貸出金業種別残高および構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	6,277	12.88	7,027	13.04
農業、林業	116	0.23	109	0.20
漁業	0	0.00	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	276	0.56	320	0.59
建設業	4,110	8.43	5,744	10.66
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.04	60	0.11
情報通信業	52	0.10	128	0.23
運輸業、郵便業	1,150	2.36	1,605	2.97
卸売業、小売業	2,957	6.06	4,003	7.43
金融業、保険業	3,652	7.49	3,688	6.84
不動産業	3,754	7.70	3,686	6.84
物品販賣業	192	0.39	319	0.59
学術研究、専門・技術サービス業	99	0.20	164	0.30
宿泊業	691	1.41	901	1.67
飲食業	808	1.65	1,350	2.50
生活関連サービス業、娯楽業	894	1.83	1,163	2.15
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	159	0.32	175	0.32
その他のサービス	2,695	5.53	3,518	6.53
その他の産業	410	0.84	309	0.57
小計	28,320	58.11	34,278	63.63
国・地方公共団体等	7,729	15.86	7,651	14.20
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,678	26.01	11,934	22.15
合計	48,728	100.00	53,863	100.00

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

区分	年度	令和元年度		令和2年度	
		金額	構成比	金額	構成比
職員1人当たりの貸出金残高		420		452	
1店舗当たりの貸出金残高		3,480		3,847	

●預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	95,461	88.24	96,289	85.31
法人	12,712	11.75	16,568	14.68
一般法人	12,068	11.15	15,265	13.52
金融機関	16	0.01	11	0.00
公金	628	0.58	1,291	1.14
合計	108,173	100.00	112,858	100.00

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高

(単位：百万円)

区分	年度	令和元年度		令和2年度	
		金額	構成比	金額	構成比
職員1人当たりの預金残高		932		948	
1店舗当たりの預金残高		7,726		8,061	

●財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
財形貯蓄残高	85		82	

●貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	28,633	58.76	34,812	64.63
設備資金	20,094	41.23	19,050	35.36
合計	48,728	100.00	53,863	100.00

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,902	20.25	1,842	20.67
住宅ローン	7,489	79.73	7,065	79.31
合計	9,392	100.00	8,908	100.00

●貸出金担保の種類別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,219	2.50	1,033	1.91
有価証券	1	0.00	0	0.00
動産	—	—	—	—
不動産	10,451	21.44	10,154	18.85
その他	—	—	—	—
小計	11,673	23.95	11,189	20.77
信用保証協会・信用保険	4,911	10.07	12,113	22.48
保証	21,849	44.83	20,109	37.33
信用	10,294	21.12	10,451	19.40
合計	48,728	100.00	53,863	100.00

(注) 保証会社の保証付貸出については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

●貸出金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	27,634	56.71	34,494	64.04
変動金利	21,094	43.28	19,369	35.95
合計	48,728	100.00	53,863	100.00

経営管理体制

●貸出金債却額

(単位：百万円)

項目	年 度	令和元年度	令和2年度
貸出金債却額		4	9

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増 減	期末残高	増 減
一般貸倒引当金	11	2	81	69
個別貸倒引当金	204	16	445	240
貸倒引当金合計	216	18	526	310

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

●リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) ((B)+(C))/(A)
破綻先債権	令和元年度	200	139	61	100.00
	令和2年度	235	180	55	100.00
延滞債権	令和元年度	1,461	1,273	141	96.83
	令和2年度	2,617	1,965	388	89.92
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	0.00
	令和2年度	—	—	—	0.00
貸出条件緩和債権	令和元年度	11	5	0	46.60
	令和2年度	101	4	0	4.81
合計	令和元年度	1,673	1,417	203	96.85
	令和2年度	2,954	2,150	444	87.82

※ 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 令和2年度において、部分直接償却を21百万円実施しております。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等の規定による更生手続開始の申立てがあつた債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあつた債務者、③破産法の規定による破産の申立てがあつた債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあつた債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（上記1.2.を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.~3.を除く）です。
5. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率 ((B)+(C))/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金 引当率
		(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)/(A)	(C)/((A)-(B))
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和元年度	1,004	839	165	1,004	100.00	100.00
	令和2年度	1,320	916	404	1,320	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	660	574	39	613	92.98	45.88
	令和2年度	1,535	1,231	40	1,271	82.83	13.40
要管理債権	令和元年度	11	5	0	5	46.60	0.13
	令和2年度	101	4	0	4	4.81	0.19
不良債権計	令和元年度	1,676	1,419	204	1,623	96.86	79.53
	令和2年度	2,957	2,152	445	2,597	87.83	55.30
正常債権	令和元年度	47,157					
	令和2年度	51,013					
合計	令和元年度	48,333					
	令和2年度	53,970					

※ 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 令和2年度において、部分直接償却を21百万円実施しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 種 類	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	502	1.30	1,594	4.45
地方債	4,757	12.37	5,062	14.15
社債	12,703	33.03	11,919	33.33
株式	148	0.38	133	0.37
その他の証券	20,341	52.89	17,041	47.66
合計	38,454	100.00	35,751	100.00

●有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

年 度 項 目	令和元年度			令和2年度		
	取 得 價 格	時 価	評 値 損 益	取 得 價 格	時 価	評 値 損 益
満期保有目的債券	1,851	1,835	△ 15	1,845	1,883	37
その他有価証券	32,564	32,849	284	33,787	34,128	340
株式	148	149	0	42	42	0
債券	15,858	16,095	236	17,944	18,131	187
その他	16,557	16,604	47	15,800	15,954	153
合計	34,416	34,685	268	35,633	36,012	378

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「その他有価証券」のうち、「債券」は国債・地方債・社債、「その他」は外国証券及び投資信託等です。

●有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円、%)

年 度 種 類	令和元年度						令和2年度					
	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計
国債	—	502	—	—	—	502	—	502	—	1,900	—	2,402
地方債	108	3,116	728	600	—	4,553	1,299	1,800	355	939	—	4,394
社債	1,200	7,300	2,600	200	—	11,300	1,100	7,100	2,500	900	—	11,600
株式	—	—	—	—	148	148	—	—	—	—	42	42
その他の証券	920	4,900	7,600	1,500	2,802	17,722	500	5,100	6,900	1,500	2,978	16,978
合計	2,228	15,819	10,928	2,300	2,144	34,225	2,899	14,502	9,755	5,239	3,020	35,417

(注) 債券は額面で表示しております。

●金銭信託、デリバティブ等商品

金銭の信託、デリバティブ等商品の残高はありません。

●商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券は保有しておりません。

その他業務

●内国為替取扱実績

(単位：百万円)

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	40,240	31,699	38,997
	他の金融機関から	52,791	31,892	57,155
代金取立	他の金融機関向け	287	143	327
	他の金融機関から	389	253	333
				234

●外貨建資産残高

該当はありません。

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同組合連合会	—	—	—	—
商工組合中央金庫	59	17.98	40	15.03
日本政策金融公庫	4	1.21	4	1.50
住宅金融支援機構	254	77.43	213	80.07
福祉医療機構	10	3.04	8	3.00
合計	328	100.00	266	100.00

●外国為替取扱高

該当はありません。

●債務保証見返担保別残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	59	80.82	44	77.19
保証	14	19.17	13	22.80
その他	—	—	—	—
合計	73	100.00	57	100.00

●公共債引受額

該当事項はありません。

自己資本比率規制

自己資本の充実の状況について

定性的な開示事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は右のとおりです。

発行主体	富山県信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,679 百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率規制に対応した所要自己資本管理と内部管理としての統合的リスク管理で自己資本充実度の評価を行っております。

統合的リスク管理においては、計量化されたリスク量（市場リスク量等）が定められた各リスク限度の範囲内に収まっているか、さらに、一定の条件下で計測されたリスク量などを四半期毎にモニタリングして、自己資本が十分であるかどうかを評価する態勢になっております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則り、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、問題債権については融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

●貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出してあります。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して個別債権ごとにキャッシュフローを控除した金額と貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じた金額を合算し算出しており、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出してあります。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

- 株式会社格付投資情報センター（R & I）
- 株式会社日本格付研究所（J C R）
- ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）

- リスク・ウェイトの判定にあたり使用するカントリーリスク・スコアは、主に以下の通りです。

エクスボージャー	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスボージャー	日本貿易保険

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合預金です。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当事項はありません。

●証券化エクスボージャーに関する事項

該当事項はありません。

自己資本の充実の状況について

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。
管理方針・体制	当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、経営管理部事務管理課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、経営管理部および関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。 システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、システムの安全稼働やセキュリティに万全を期して、障害等の発生を未然に防止するとともに、また発生した場合は、早期の回復、被害・影響の極小化を図ることで、損失を最小限に止めるよう努めております。 その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェックおよび対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。
評価・計測	事務リスクについては、内部監査の実施結果および「事務ミス等報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク定期チェック票」に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。 また、チェック結果による営業店の現状を常勤会に報告しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク量の算出を行っております。

$$\text{粗利益} \times 15\% = \text{オペレーショナル・リスク値}$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(※粗利益=業務粗利益-(国債等債券売却益+国債等債券償還益)+(国債等債券売却損+国債等債券償還損+役務取引等費用(アウトソーシング費用に該当するもの)))

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規程」を基本規程とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「市場リスク管理規程」「有価証券減損処理要領」の各規程に基づき、適正に運用・管理しております。 なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規程、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出しALM委員会に報告するとともに、出資先の決算書等により経営業況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金・貸出金・有価証券など）が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常勤会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動（金利ショック）を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金（注）およびその前提是、金融庁が定める保守的な前提を用い、その金利改定の平均満期は2.5年としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提是、考慮しておりません。
- ・通貨については、1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません。
- ・スプレッドに関する前提是、考慮しておりません。 ④ 内部モデルは使用しておりません。

（注）コア預金：明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって隨時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和元年度	経過措置による不算入額	令和2年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,880		3,598	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,508		1,487	
うち、利益剰余金の額	2,387		2,125	
うち、外部流出予定額（△）	15		15	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11		81	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11		81	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	3,892		3,679	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	10	—	11	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	—	11	—
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	26	—	29	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	37		40	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(口))（ハ）	3,855		3,638	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	45,116		43,968	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	—	—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。）	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,176		2,115	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	47,293		46,084	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	8.15%		7.89%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	45,116	1,804	43,968	1,758
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	45,116	1,804	43,968	1,758
(i) ソブリン向け	827	33	1,480	59
(ii) 金融機関向け	9,265	370	8,979	359
(iii) 法人等向け	10,607	424	14,781	591
(iv) 中小企業等・個人向け	13,033	521	7,812	312
(v) 抵当権付住宅ローン	954	38	877	35
(vi) 不動産取得等事業向け	7,115	284	6,555	262
(vii) 三月以上延滞等	342	13	430	17
(viii) 出資等	151	6	149	5
出資等のエクスポージャー	151	6	149	5
重要な出資のエクスポージャー	0	0	0	0
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャー	414	16	448	17
(xi) その他	2,405	96	2,452	98
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マンデート方式				
蓋然性方式（250%）				
蓋然性方式（400%）				
フォールバック方式（1250%）				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	0	0	0	0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク	2,176	87	2,115	84
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+口）	47,293	1,891	46,084	1,843

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等がふくまれます。
 6. オペレーションル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しております。

<オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法>
 粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
 _____ ÷ 8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポートを除く。）

(1)信用リスクに関するエクスポートおよび主な種類別の期末残高(業種別および残存期間別)

(単位：百万円)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高										三ヶ月以上 延滞 エクスポート	
			貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
国内	102,264	104,879	48,833	53,953	19,495	21,632	—	—	568	568		
国外	14,724	14,724	—	—	14,724	13,863	—	—	—	—		
地域別合計	116,989	119,604	48,833	53,953	34,220	35,495	—	—	568	568		
製造業	7,391	8,144	6,381	7,134	1,009	1,003	—	—	82	82		
農業・林業	139	129	139	129	—	—	—	—	—	—		
漁業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、 砂利採取業	300	344	300	344	—	—	—	—	—	—		
建設業	4,722	6,311	4,722	6,311	—	—	—	—	160	158		
電気・ガス等	1,759	1,792	43	76	1,715	1,815	—	—	—	—		
情報通信業	148	224	52	128	95	102	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	1,917	2,358	1,210	1,651	706	1,139	—	—	9	9		
卸売業、小売業	4,014	5,033	3,110	4,128	904	1,019	—	—	18	18		
金融業、保険業	48,860	46,703	3,656	3,693	13,802	13,347	—	—	—	—		
不動産業	8,797	8,667	3,985	3,856	4,811	5,284	—	—	153	123		
物品販賣業	192	319	192	319	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・ 技術サービス業	218	271	218	271	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	691	902	691	902	—	—	—	—	43	42		
飲食業	1,098	1,618	1,098	1,618	—	—	—	—	6	3		
生活関連サービス 業、娯楽業	1,009	1,236	1,009	1,236	—	—	—	—	0	0		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	159	175	159	175	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス	3,092	3,896	3,089	3,893	2	1	—	—	21	15		
その他の産業	420	318	420	318	0	0	—	—	—	—		
国・地公体	19,481	19,403	8,310	8,232	11,171	11,781	—	—	—	—		
個人	10,040	9,529	10,040	9,529	—	—	—	—	72	150		
その他	2,534	2,223	—	—	—	—	—	—	—	—		
業種別合計	116,989	119,604	48,833	53,953	34,220	35,495	—	—	568	605		
1年以下	41,198	37,567	7,960	6,524	2,230	2,890	—	—	—	—		
1年超 3年以下	11,840	12,137	4,237	4,535	7,602	8,891	—	—	—	—		
3年超 5年以下	16,899	16,162	8,695	7,957	8,204	5,631	—	—	—	—		
5年超 7年以下	9,303	9,336	5,602	5,636	3,700	4,410	—	—	—	—		
7年超 10年以下	14,255	20,796	7,114	13,656	7,140	5,227	—	—	—	—		
10年超	17,192	17,686	14,803	15,298	2,388	5,426	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	3,774	3,698	419	344	2,952	3,018	—	—	—	—		
その他	2,526	2,217	—	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	116,989	119,604	48,833	53,953	34,220	35,495	—	—	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三ヶ月以上延滞エクスポート」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポートのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポートです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。

4. 業種別残高は、リスク・アセット算出支援システムのデータに基づいて算出しております。

自己資本の充実の状況について

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	年度	期首残高	当期増減	期末残高
一般貸倒引当金	令和元年度	9	2	11
	令和2年度	11	69	81
個別貸倒引当金	令和元年度	188	16	204
	令和2年度	204	240	445
合計	令和元年度	197	18	216
	令和2年度	216	310	526

(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	28	16	△ 12	6	16	23	—	6
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	76	86	9	224	86	310	4	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9	0	△ 9	1	0	1	—	—
卸売業、小売業	8	19	10	△ 3	19	16	—	3
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	34	46	12	12	46	59	—	—
物品貯蔵業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	3	11	8	△ 5	11	6	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	10	10	△ 0	5	10	16	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	15	12	△ 2	△ 1	12	10	—	—
合計	188	204	△ 27	240	204	445	4	9

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況について

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有	格付無	格付有	格付無
0%	5,252	12,477	7,076	11,579
10%	3,852	4,209	3,346	11,147
20%	13,835	33,608	13,371	31,413
35%	—	2,719	—	576
40%	—	500	—	500
50%	6,066	366	9,322	2,380
70%	—	—	—	—
75%	—	11,170	—	8,209
100%	1,803	20,536	2,083	19,214
120%	—	500	—	500
150%	—	89	—	157
250%	—	—	—	7
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	30,810	86,179	35,200	85,686

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,654	1,462	2,042	6,656	—	—
①ソブリン向け		8	51	597	575	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		465	317	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		1,050	1,004	1,095	3,733	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		25	25	29	1,949	—	—
⑥不動産取得等事業向け		9	0	278	282	—	—
⑦三ヶ月以上延滞等		4	0	16	14	—	—
⑧その他		90	63	24	101	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22条）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。
 3. ⑧「その他」とは①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には法人以外の「名寄せ後1億超の先」および「名寄せ後小口分散基準超の先」が含まれます。

自己資本の充実の状況について

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

●証券化工クスポートージャーに関する事項

該当事項はありません。

●出資等エクスポートージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	549	—	441	—
合計	549	—	441	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポートージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

(2)出資等エクスポートージャーの売却および償却に伴う 損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	0
売却損	—	—
償却	△ 0	—

(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識 されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	2	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4)貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項

該当事項はありません。

●金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項目		△EVE (経済価値の変動)		△NII (期間収益の変動)	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	1,419	2,193	46	106
2	下方パラレルシフト	0	0	1	3
3	ステイープ化	1,219	1,854		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,419	2,193	46	106
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額		3,855		3,638

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

キャッシュカードを安全にご利用いただくために 偽造・盗難キャッシュカードによる 被害に遭わないための注意点



- ◎第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
- ◎信用組合の職員や警察官等がATMコーナーや電話等で暗証番号を聞くことはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。
- ◎暗証番号をキャッシュカードに記載しないでください。また、容易に認知できるような形で暗証番号を記載したメモや暗証番号が類推される書類等を、キャッシュカードと一緒に携行・保管しないでください。
- ◎暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で使用しないでください。
- ◎キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置しないでください。
- ◎キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に、大切なものですので、厳重な管理をお願いします。また、長時間お手元からお離しにならないようにしてください。
- ◎ATMをご利用の際は、のぞき見されないようにしてください。
- ◎ATMのご利用明細書をむやみに捨てないでください。
- ◎通帳の記帳をできるだけ頻繁に行い、不審な取引の有無をご確認ください。
- ◎他の金融機関のキャッシュカードで偽造・盗難の被害に遭われた際には、当組合のキャッシュカードについても被害の有無をご確認ください。なお、当組合のキャッシュカードに被害がない場合でも暗証番号を変更されることをお勧めします。
- ◎キャッシュカードとカードローンカードの暗証番号は異なるものを使用することをお勧めします。
- ◎キャッシュカードの盗難等に気付いた際は、すみやかに当組合本支店にご連絡ください。

詳しくは、
店頭窓口のパンフレットを
ご覧ください。



法定開示項目記載頁一覧

ごあいさつ	2	
【概況・組織】		
経営理念	3	
*事業の組織（組織図）	16	
*役員の状況（理事及び監事の氏名及び役職名）	16	
*会計監査人の名称	16	
*店舗一覧（事務所の名称・所在地）	17	
自動機器設置状況（キャッシュコーナー）	17	
営業地域一覧	18	
出資金および組合員数	16	
【事業の内容】		
*営業のご案内	19~21	
【経営内容】		
*令和2年度事業概要	3	
*経常収益	4	
業務純益（損失）	4	
*経常利益（損失）	4	
*当期純利益（損失）	4	
*預金積金残高	4	
*貸出金残高	4	
*有価証券残高	4	
*総資産額	4	
*純資産額	4	
*自己資本比率	4	
*出資額、出資口数	4	
*出資配当金	4	
出資金に対する配当率	4	
*職員数	4	
*法定監査の状況	4	
代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	4	
*貸借対照表	23	
*損益計算書	24	
*剰余金処分計算書	24	
*業務粗利益および業務純益等	27	
*資金運用収支、役務取引等収支および その他業務収支	27	
*資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	27	
*自己資本の充実の状況について（自己資本比率明細）	33	
*自己資本比率規制に関する事項	31~38	
*受取利息および支払利息の増減 経費の内訳	27	
*総資産経常利益率	27	
*総資産当期純利益率	27	
*預貸率（期末・期中平均）	27	
*預証率（期末・期中平均）	27	
*有価証券の時価等情報	30	
*金銭信託、デリバティブ等商品	30	
【資金調達】		
*預金項目別平均残高	28	
*定期預金の金利区分別残高	28	
預金者別預金残高	28	
財形貯蓄残高	28	
職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高	28	
【資金運用】		
*貸出金科目別平均残高	28	
*貸出金の金利区分別残高	28	
貸出金使途別残高	28	
*貸出金業種別残高および構成比 職員1人当たりおよび1店舗当たり貸出金残高	28	
消費者ローン・住宅ローン残高	28	
*貸出金担保の種類別残高	28	
*リスク管理債権の状況	29	
*金融再生法に基づく開示債権の状況	29	
*一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高 および期中の増減額	36	
*貸出金償却額	29	
代理貸付残高の内訳	30	
*債務保証見返担保別残高	30	
*有価証券種類別平均残高	30	
*有価証券種類別・残存期間別残高	30	
*商品有価証券種類別平均残高	30	
【経営管理態勢】		
*法令等遵守について	8	
顧客保護等について	8	
適切な勧誘・募集について	7	
個人情報保護について	9	
*苦情処理措置・紛争解決措置の内容	10~11	
*リスク管理について	11	
【その他の業務】		
内国為替取扱実績	30	
外国為替取扱高	30	
国債窓口実績	30	
手数料一覧	21	
【その他】		
当組合のあゆみ	18	
総代会制度について	12~15	
報酬体系について	13~14	
【地域貢献に関する事項】		
地域貢献	5~6	
地域密着型金融の取組み状況	5~6	
経営者保証ガイドラインの取り組み	7	

*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。



けんしんのマークは富山県を基本形に青海波を図案化し、地域、社会、組合員、
けんしんが一体となって拡大発展することへの願いをこめております。